

公立大学法人秋田公立美術大学の第 1 期中期目標期間の 終了時の検討について(案)

1 趣旨

設立団体の長（秋田市長）は、地方独立行政法人法第 79 条の 2 の規定により、当該公立大学法人に係る中期目標の期間終了時までに、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる必要がある。

2 検討方法

平成 30 年度第 2 回の秋田市公立大学法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）において、以下の検討方法案を提示し了承を得た。

中期目標の期間終了時の検討及び措置について

上記については第 2 期中期目標の内容に影響を与えるものであるが、第 1 期中期目標期間の終了後に行っても第 2 期中期目標・中期計画に反映させることは困難であることから、以下のとおりの対応する。

- ・業務を継続させる必要性については、評価委員会が行った第 1 期中期目標期間の業務実績評価の結果およびその際の意見を踏まえて決定する。
- ・評価委員会への意見聴取は、第 2 期中期目標案策定の際の意見聴取をもって実施することとし、第 2 期中期目標の確定をもって地方独立行政法人法に定める「検討」および「所要の措置」とする。

3 検討結果（案）

公立大学法人秋田公立美術大学の組織の在り方その他組織および業務の全般にかかる検討を行った結果、下記のとおり、業務を継続させることが適切と判断するものである。

記

公立大学法人秋田公立美術大学（以下、「大学」という。）は、第 1 期中期目標および第 1 期中期計画の達成に向け、地域の課題解決等、積極的に様々な取組を行うことにより、評価委員会による業務実績評価でも順調な業務運営が認められると同時に、本市の目指す「芸術・文化をいかしたまちづくり」の一翼を担う、地域に根ざした美術大学としてなくてはならない存在となっている。

また、第 2 期中期目標については、秋田公立美術大学の基本理念を念頭に、地域のニーズや少子高齢化、地方創生等、時代の変化をふまえるとい

う策定方針を明示し、評価委員会の意見聴取をもとに検討を進め、その検討結果を反映させて策定したものであり、市議会11月定例会での議決後、その第2期中期目標を公立大学法人秋田公立美術大学に指示することで、所要の措置を講じたものである。

大学では、第1期中期目標期間における大学の業務の総括を行った上で第2期中期計画を策定しており、大学として目指すべき未来像とそれを実現するための重点戦略を定めている。

今後は、第1期中期目標期間における取組みをより一層推進し、大学のさらなる発展に向け、第2期中期目標・中期計画の着実な実現を期待するものである。